

堺市からのお知らせ

ごみを排出する際に
色つきの袋やダンボール等
を使用されている方へ

平成 25 年 4 月 1 日から、
ごみを排出又は清掃工場へ直接搬入する場合

透明袋

(無色透明又は白色半透明に限る)

でお出しください

黒・青などの色つきの袋やダンボール箱など中身が見えない容器で出されたごみは**収集・搬入できません。**

市では、清掃工場への搬入物の中身を容易に検査・確認できるよう、

平成 25 年 4 月以降、排出に利用できる**ごみ袋をすべて透明袋**

(無色透明又は白色半透明) とします。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 4 条の 2

お問い合わせ先

クリーンセンター管理課
電 話：072-252-0815
FAX：072-251-9646

クリーンセンター南工場
電 話：072-299-0700
FAX：072-294-1630

裏面に続く

Q & A

Q 1

どのような透明袋でごみを出せばよいのですか

A 1

袋の中に入れた新聞紙の文字が読める程度の透明(無色透明又は白色半透明に限る)の袋です。

ごみを入れても破れない丈夫な袋をお使いください。

Q 2

なぜ、「透明袋」で出さなければいけないですか

A 2

中身を判別できる袋とすることで、ごみ処理に支障が生じる不適正なものが清掃工場に搬入されることを効果的に防止するためです。また、分別意識も高まり、ごみの減量化・資源化が促進されます。

Q 3

黒袋や青袋などは収集・搬入できないのですか

A 3

平成25年4月以降、黒袋や青袋などで出されたごみは収集・搬入できませんので、透明袋をお使いください。

Q 4

必ず袋に入れなければならないのですか？

A 4

中身が判別できない色つきの袋やダンボールなどの容器ではなく、透明袋をお願いします。なお、容器を使用しないものは、ひもで縛るなどの従来の方法をお願いします。

適正処理へのご協力をお願いします！！

(国民の責務)

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。